

佐本人少発第143号
 佐本地発第117号
 佐本捜一発第106号
 佐本組対発第162号
 佐本交指発第86号
 令和6年5月15日

各 所 属 長 殿

有 効	令和12年3月31日まで
企画・指導係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

「佐賀県学校・警察相互連絡制度」の効果的な運用について（通達）

本県警察では、平成17年9月1日から、学校と警察が児童・生徒（以下「生徒等」という。）の非行や犯罪被害等の問題の所在を相互に理解し、非行及び犯罪被害防止、安全確保、その他健全育成施策を連携して推進することを目的として、佐賀県学校・警察相互連絡制度（以下「相互連絡制度」という。）を運用しているところである。

本県の少年犯罪は平成10年のピーク時に比べると、10分の1にまで減少したが、令和4年以降、増加傾向にある。これら少年犯罪の大部分を中学生・高校生が占めているほか、児童虐待や児童ポルノ事件など、生徒等が被害者となる事案が増加傾向にあることを踏まえ、下記のとおり、相互連絡制度を効果的に運用されたい。

記

1 連携機関

相互連絡制度において佐賀県警察本部（以下「警察本部」という。）及び各警察署が連携を行う機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 佐賀県教育委員会、佐賀県立の高等学校、中学校、盲学校、ろう学校、養護学校
- (2) 佐賀県内各市町の教育委員会及び各市・町立の中学校、小学校、義務教育学校
- (3) 佐賀県私立中学・高等学校協会及び同協会に加盟する学校
- (4) 佐賀大学文化教育学部及び同大学の附属中学校、小学校

2 連絡責任者

相互連絡制度の円滑な運用を図るため、警察本部及び警察署に連絡責任者、

連絡担当者及び連絡担当補助者を置く。

(1) 連絡責任者

連絡責任者は、警察本部にあっては生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）、警察署にあっては警察署長とする。

(2) 連絡担当者

ア 警察本部

人身安全・少年課企画・指導担当補佐

イ 警察署

下記 3 (1) に定める連絡事案を取り扱った主管課の長

(3) 連絡担当補助者

ア 警察本部

人身安全・少年課企画・指導担当係長

イ 警察署

下記 3 (1) に定める連絡事案を取り扱った主管課の係長

3 連絡事案

相互連絡制度における連絡の対象となるものは、次に掲げる事案のうち、生徒等に係る非行防止、被害防止、安全確保その他健全育成施策に関し、相互に連携が必要であると認められるものについて連絡するものとする。ただし、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、提供又は収集してはならない。

(1) 警察から学校等への連絡事案

ア 犯罪少年に係る事案

イ 触法少年に係る事案

ウ ぐ犯少年に係る事案

エ 不良行為少年に係る事案

オ 安全確保に係る事案

カ その他人身安全・少年課長又は警察署長が必要と認めた事案

(2) 学校から警察への連絡事案

ア 犯罪被害に係る事案

イ 安全確保に係る事案

ウ その他教育委員会、校長等が必要と認めた事案

4 連絡事項

連絡責任者は、事案の概要、生徒等の学校名、学年、氏名、生年月日、その他生徒等の健全育成に資すると認めた事項について連絡するものとする。

なお、事案の概要の連絡に当たっては、相互連絡制度の目的に照らし必要と認められる範囲にとどめ、関係者のプライバシー等の保護に十分留意すること。

5 警察から学校への連絡方法等

(1) 学校連絡票の作成

学校への連絡は、あらかじめ学校連絡票（別記様式）により連絡責任者の承認を得た後、連絡担当者等において面接又は電話により行うものとする。

(2) 連絡時期

ア 逮捕事案は原則としてその都度

イ 在宅事案は検察庁、家庭裁判所に対する送致後、又は児童相談所に対する通告後とする。

ウ 不良行為事案にあつては、警察と学校の連携による指導が必要であると認めたその都度とする。

エ 安全確保に係る事案、その他人身安全・少年課長又は警察署長が必要と認めた事案にあつては必要の都度とする。

(3) 県外事案に係る取扱

連絡事案が、佐賀県以外の都道府県に所在する学校の生徒等であるときは、人身安全・少年課長と協議のうえ措置するものとする。

6 学校等から警察への連絡に対する措置

相互連絡制度に基づき、学校等から連絡を受けた場合においては、事実の正確な把握に努めるとともに、時機を失することなく生徒等の非行防止、被害防止、安全確保及びその他健全育成のために必要な適切な措置をとること。

7 記録等

(1) 学校等への連絡を行った場合の記録

相互連絡制度に基づき学校等に連絡を行ったもののうち、犯罪少年については犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第201条に規定する犯罪事件処理簿、その他の少年については佐賀県少年警察活動規程（平成20年本部訓令第3号）第83条に規定する少年事案処理簿に、それぞれその旨を記載しておくこと。

(2) 学校等から連絡を受けた場合の記録

相互連絡制度に基づき学校等から連絡を受けた場合は、相談等の取扱いに関する訓令（平成25年本部訓令第12号）第21条第3項に定める相談等取扱票にその内容、処理経過を記載すること。

8 配意事項

相互連絡制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に配意するものとする。

(1) 秘密保持の徹底

相互連絡制度に基づく連絡事項は、個人情報や公共の安全に関する情報等秘密の保持が厳守されるべき事項を含むものであり、相互連絡制度の趣旨を逸脱した取扱いのないようにするとともに、連絡に当たっては連絡責任者の指揮のもと、組織的対応を行うこと。

(2) 正確な連絡

ア 学校への連絡は、当該生徒等の人定事項等が学生証その他の書面及び保護者による確認等の方法により、本人であることが確実に証明できたものに限るものとし、確認が未了であるものは連絡を差し控えるなど、正確な連絡に努めること。

イ 特異事案については、連絡責任者が個々に連絡担当者を指定し、又は必要に応じて学校の責任者を招致して行うなど、正確な連絡に配意するとともに、感情的又は推定的な言動は慎むこと。

(3) 保護者等に対する理解と協力

学校への連絡に当たっては、保護者の承諾を必要とするものではないが、保護者への事前連絡又は事前説明を行うように努めるとともに、保護者又は生徒等において自ら在校する学校に連絡するよう指導すること。

なお、学校への連絡事案でないと思料される場合であっても、学校への連絡を前提とした取扱を行い、安易に「学校へは連絡しない。」旨の言動は厳に慎むこと。

9 その他

- (1) 相互連絡制度に基づき学校等へ連絡を行った場合は、学校連絡票（別記様式）の写しを、その都度人身安全・少年課企画・指導係に送付し報告すること。

あわせて、相互連絡を実施した月には、少年警察関係の月報報告（様式2 学校との連携状況）により、必要事項を報告すること。

- (2) 相互連絡制度を運用するに当たり、意見、苦情等が寄せられた場合や紛議のおそれが生じた場合は、人身安全・少年課に速報すること。

課 長		次 席		補 佐	
--------	--	--------	--	--------	--

敬察署

[illegible]

※ 参考欄には、本制度を運用するに当たり、苦情があった事案、紛議を生じた事案等、参考となる事項を記載すること。
 なお、苦情等があった場合は、人身安全・少年課に速報し、対応措置結果を本書に添付すること。